



「藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金制度」 を創設しました！

現在、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、学校以外の多様な居場所や学びの場の重要性が高まっています。また、フリースクール等を利用するご家庭では、利用料等による経済的負担が増大しています。

こうした背景を踏まえ、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた居場所・学びの場を確保するに当たり、フリースクール等に通う児童生徒の保護者等の経済的な負担の軽減を目的として、今年度4月から、新たに「藤沢市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金制度」を創設いたしました。

1 補助対象者の主な要件

●学齢期の不登校児童生徒の保護者等（以下の要件を満たす方）

- ・「市登録フリースクール（※）」を利用している方
- ・児童生徒が藤沢市内に住んでいる方
- ・市、学校、施設間での情報提供や共有に同意できる方 など



2 補助金額と対象経費

●補助対象経費

児童生徒が「市登録フリースクール（※）」に月1回以上通所した際に、保護者等が月ごとに支払った利用料及びそれに付随する活動、体験学習に係る費用（税抜金額）

●補助金額 児童生徒1人当たり、月額上限1万円

※市登録フリースクールとは

不登校児童生徒に対して、生活習慣や学習に関する支援及び相談・指導並びに体験活動等を行う通所型の民営施設で、一定の基準を満たす施設

3 今後のスケジュール

時期	項目	内容
現在	「市登録フリースクール」への登録手続き	運営事業者が登録手続きを行う
5月以降随時	フリースクール等の施設を現地調査	市職員による施設確認
6月下旬	制度周知 事前登録開始	・広報紙、市HP等を通じた制度の周知 ・保護者が事前登録を行う
10月以降	交付申請	保護者が交付申請を行う
随時	審査・交付決定	申請内容を確認後、順次決定通知を送付
11月以降	補助金交付	保護者へ補助金の交付を行う

以上



*この資料に関する問い合わせ先
藤沢市役所
子ども青少年部 子ども総務課
担当： 杉田・寒河江・天川・稲葉
内線： 3811
直通： 0466(50)3562